

## Ⅱ 計画の理念と目標



## II. 計画の理念と目標

### 1. 基本理念

子どもの権利に関する条例の前文に書かれている多治見の子どもたちの思いが込められた、子どもの権利を保障する5つのまちづくりを引き続き基本理念とします。

### 基本理念

#### 子どもの権利を保障するまちづくり

- ☆ 子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち
- ☆ 子どもが安心して自分らしく生きることができるまち
- ☆ お互いを尊重し、共に支え合うまち
- ☆ 子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち
- ☆ 平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち

### 2. 計画の目標

基本理念に掲げた「子どもの権利を保障するまちづくり」の実現に向けて、引き続き、自己肯定感（自分自身を大切に思える気持ち）の向上を第3次推進計画後期計画の目標とします。

### 目標

#### 子どもの自己肯定感（自分自身を大切に思える気持ち）の向上

\*令和6年度（2025年3月）までの目標値 78%

※前期計画目標値は75%でしたが、令和元年度アンケート調査結果が74.3%であったため、上方修正しました。

第1次推進計画では、子どもの権利の普及についての制度の構築をベースに取り組み、第2次推進計画では、「子どもの自己肯定感」の向上を目標とし、取り組んできました。子ども自身が自分のことを大切に思える気持ちが人権感覚の基礎となることから、さらなる向上を目指します。

#### 【参考】子どもの自己肯定感

令和元年度実施「子どもの権利に関するアンケート調査」結果：74.3%(全体)  
小学生：93.5% 中学生：72.9% 高校生：64.9%

### 3. 施策の方向

計画の目標である「子どもの自己肯定感の向上」に向けて、次の3つの施策の方向により取り組みます。

#### 施策の方向Ⅰ 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制の充実

すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。

虐待や体罰、いじめなどの子どもの権利侵害の早期発見・早期対応に努め、切れ目のない支援体制の整備に向け、相談・救済機関の連携、充実を図ります。権利が侵害されていることが分からなかったり、相談や救済を求める方法が分からなかったりする子どもが、安心してSOSを発することができ、救済を求められるよう広報・普及を推進します。

また、子どもの貧困の状況を把握し、必要な施策を推進します。

#### 施策の方向Ⅱ 子どもの居場所づくりと意見表明・参加の促進

子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができる居場所づくりを推進します。

子どもの生活の場においては、子どもが自分の意見を表明でき、その意見や思いが正当に受け止められ尊重されるよう一層努めます。また、子どもの主体的な参加を促し、参加を保障できるよう環境の整備に努めるとともに、自主的な活動を支援します。

#### 施策の方向Ⅲ 子どもの権利に関する意識の育成・向上

子どももおとなも誰もが、かけがえのない社会の一員として命の大切さや人権を尊重する考え方を広めていきます。

学校における子どもの権利に関する学習資料や指導方法を工夫・改善し、1人の人間としての権利を有することや他人の権利を尊重することなど、子どもの人権学習を支援します。また、子どもが一人の人間として最大限に尊重されるような啓発や、保護者が自分自身の事も大切にできるようなメッセージの発信など、おとなに向けた広報も行います。

# 第3次多治見市子どもの権利に関する

## 基本理念

## 目標

## 施策の方向

### 子どもの権利を保障するまちづくり

- ☆ 平和と環境を大切に、世界とつながっていかねるまち
- ☆ 子どもが多治見の今と未来をつくらせていくことのできるまち
- ☆ お互いを尊重し、共に支え合つまち
- ☆ 子どもが安心して自分らしく生きることが出来るまち
- ☆ 子ども一人ひとりの違いを大切に個性として尊重するまち

### 子どもの自己肯定感の向上

I

子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制の充実

II

子どもの居場所づくりと意見表明・参加の促進

III

子どもの権利に関する意識の育成・向上

# る推進計画後期計画体系図

## 推進施策

1 子どもの権利擁護委員制度における相談・救済機能の充実

2 関係機関の相談体制と広報の充実

3 地域における支援体制の整備

4 いじめの早期発見・早期対応のための環境整備

5 子どもの貧困状況の把握と施策の推進

6 居場所づくりの推進

7 たじみ子ども会議の活性化など市政への子どもの意見表明・参加の促進

8 学校などにおける子どもの意見表明・参加の促進

9 子ども施設などにおける子どもの意見表明・参加の促進

10 地域における子どもの意見表明・参加の促進

11 命と人権を尊重する教育の推進

12 子どもの権利学習の研究・教材開発

13 子ども施設職員に対する研修・研究などの支援

14 保護者に対する普及啓発などの支援

15 地域のおとなに対する普及啓発などの支援

